



連絡先：〒445-0853

愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階

電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

家族で争いたくなければ、相続法の改正を知ろう！

◆相続法の改正の具体的な中身は3つ

相続の争いは増加の一途です。そんな中、40年ぶりに相続法が大改正されました。

改正にはさまざまな内容がありますが、①遺言書作成の簡易化、②遺留分権利の制限、③配偶者等の保護、という3つの視点で見ていくことが分かりやすいです。

これらは、一般のご家庭の相続だけでなく、中小企業の事業承継にも大きな影響を与える改正です。

◆「母ちゃんは大事にしないとイケないよ！」～配偶者等の保護

円満相続の答えの1つめ、遺言書作成については7月号の事務所報にまとめました。また、2つめの遺留分改正は11月号の事務所報をご参照ください。

今回は「母ちゃんは大事にしないとイケないよ！」と題して、3つめの配偶者等の保護がテーマです。相続法改正の目玉でもあり、皆さんの興味関心が大きい部分だと思います。

配偶者等の保護については、「特別寄与料」「持戻し免除の意思表示の推定」「配偶者短期居住権」「配偶者居住権」と4つもあります。本号では、前半として「特別寄与料」「持戻し免除の意思表示の推定」の2つを俎上に載せます。

「長男の嫁」問題の解決のため
～「特別寄与料の創設」

◆「長男の嫁」が苦しんだ不公平

以前の相続法では、相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行っても、相続に際して金銭の支払いを請求することはできませんでした。

長年介護を担った「長男の嫁」がこの理不尽を受けることが多かったので、しばしば「長男の嫁」問題といわれる不公平です。

もちろん、相続人である長男が存命であれば、「長男の嫁」の介護の寄与分を長男の相続に加算することができました。

ところが、長男が既に亡くなっていた場合は、亡き「長男の嫁」が、いくら被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することは一切できませんでした。

他の相続人らは、介護を全く行っていなかったとしても相続財産を取得することができる一方で、亡き「長男の嫁」は、相続人ではないことから、相続財産の分配にあずかれなかったのです。

◆「特別寄与料」のメリット

「長男の嫁」問題の不公平を解消するため、改正相続法では、相続人以外の親族も「特別寄与料」を請求できることになりました。

亡き「長男の嫁」も、被相続人の介護に尽力した自分自身の権利として、「特別寄与料」請求権を有することとなったのです。

◆実務上の注意点

とはいえ、実務上は、「特別寄与料」の請求をするハードルは高いものがあります。

まずは、証明の問題です。「無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」ことを、証拠に基づいて証明する必要があります。

いざ請求しようという時になって、過去の証拠を集めるのは困難です。介護に従事している場合は、常日ごろから介護日誌や領収証などの証拠を残す習慣にしておくことが大切です。

さらに、請求期間も極めて短いです。「特別寄与料」を請求するためには、相続を知ったときから半年以内に、家庭裁判所に申立をする必要があります。

特別寄与料はバラ色の解決策のように見えますが、証明と請求期間の点は注意が必要です。

長年連れ添った配偶者に報いるため ～「持戻し免除の意思表示の推定」

◆配偶者への生前贈与が無意味に

以前の相続法では、生前贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しとして相続財産に持戻す取扱いでした。そのため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に生前贈与等がなかった場合と同じになりました。

例えば、妻と子1人のみが相続人で、相続財産として預貯金2000万円を残して夫が死亡した場合を考えてみます。なお、夫は、生前、2000万円の居住用不動産を妻に贈与していました。

この場合、生前贈与分も相続財産として持戻されるので、相続財産は4000万円とみなされます。妻と子の法定相続分は二分の一ずつですので、取り分は2000万円ずつとなります。

既に妻は2000万円の居住用不動産を生前贈与されているので、預貯金は全て子に相続されてしまいます。

夫としては、長年連れ添った妻に報いるため、居住用不動産を生前贈与して、預貯金を妻子で分けさせる考えだったとしても、生前贈与の持戻しにより無意味になる可能性があります。

もちろん、夫が「持戻し免除の意思表示」を明確にしておけば良いのですが、そこまで手当てして生前贈与する方は少ないでしょう。

◆「持戻し免除の意思表示の推定」のメリット

上記の不都合を回避するため、改正相続法では、居住用不動産を婚姻期間20年以上の夫婦に生前贈与等がされた場合には、相続財産に含めない旨の意思表示をしたものと推定される

こととなりました。

つまり、「持戻し免除の意思表示」が明確にされていなくても、それがあったものと推定することにしたのです。

これにより、原則として、生前贈与された居住用不動産は相続時においても配偶者が確保することができ、さらに相続分を有することになりました。生前贈与等がなかったとした場合に比べ、配偶者はこれまでより最終的に多くの財産を取得できることとなります。

先ほどの例でいえば、妻は2000万円の居住用不動産を確保したうえで、さらに預貯金2000万円の二分の一を取得できるので、その保護が図られることとなりました。

◆実務上の注意点

本改正は、相続税法の贈与税の配偶者控除と平仄を合わせる制度ですが、いくつか相違点があります。

たとえば、20年以上の夫婦である点と対象が居住用不動産である点は同じですが、一方、税法では贈与の場合に限り2000万円の控除枠があるのに対して、本改正では金額の多寡に制限はありません。また、税法では居住用不動産を取得するための金銭も対象となるのに対して、本改正では金銭の贈与は対象にはなりません。

税法と改正相続法の両者を併用することが多いと考えられますが、両者の相違点には注意が必要です。

～当事務所よりひと言～

当事務所の弁護士が、NACS（公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）にて、「改正相続法」の研修講師を務めます。

NACS会員以外の方も参加でき、参加費は無料です。事務所報では語り尽くせない内容もありますので、ぜひご活用いただけたらと思います。

【日時】12月21日（土）13:30～15:00

【場所】伏見ライフプラザ 10F 研修室

【講師】井上洋一 弁護士（愛三西尾法律事務所代表）

【申込先】 farinelli0124@gmail.com（北川研修委員長迄 折り返し返信いたします）